地域安全情報 No.122

問生活安全課(☎826-1111　内線2298)

◆路面凍結・積雪によるスリップ事故に注意！

寒さが厳しくなってくると、路面凍結・積雪によるスリップ事故が起きる危険性が高くなります。県内でも令和４年１月の降雪の際には、２日間で500件を超えるスリップ事故が発生しました。

事故防止のために安全運転を心がけましょう。

凍結しやすい場所

坂道、山道、カーブ、橋の上、トンネルの出入り口、陽のあたらない場所　など

事故を防ぐための心がけ

- 急ハンドル、急ブレーキ、急発進といった「急」な運転はやめましょう
- 停止するときは、早めに減速しましょう
- 車間距離は長めにとりましょう
- スタッドレスタイヤを装着し、タイヤチェーンを準備しましょう
- 気象情報・道路交通情報などを、こまめに確認しましょう

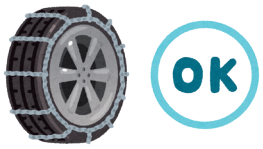

◆県民交通災害共済制度のご案内

県民交通災害共済は、茨城県内の全市町村が共同で運営しています。加入すると、交通事故によりケガや死亡などの災害に遭った場合に、見舞金の給付を受けることができます。県内市町村に住民登録されている方であれば、健康状態や年齢などの制限なく、どなたでも加入することができます。

【令和５年度の加入申込について】

共済期間　令和５年４月１日～令和６年３月31日

※令和５年４月１日以降に加入申込した方の共済期間は、申込日の翌日から令和６年３月31日まで

会費　年間900円(中学生以下500円)

申込場所　生活安全課、各支所・出張所

申込開始日　２月１日(水)

くらしの豆知識

問消費生活センター(☎823-3928)

「介護施設の入居権を譲ってもらえませんか？」という電話は、詐欺です！

《事例》

聞き慣れない名前の業者から電話があり、「あなたの住んでいる市に介護施設ができる。その施設に入居する権利がある人の名簿に、あなたの名前がある」と言われた。施設に入居するつもりはないので、それを伝えたところ、「入居したい人がたくさんいるので、あなたの入居の権利を譲ってほしい」と言われ、人助けのつもりで承諾した。

後日、介護施設の職員を名乗る者から電話があり、「あなたとは別人の氏名で入居費用が振り込みされている。他人に入居権を譲るのは違法行為だ。法的措置を検討する」と言われた。今後どうなるのか不安だ。どうしたらいいか。

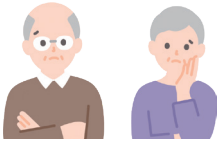

《アドバイス》

- 「入居権を譲るのは違法行為だ」などと言って不安をあおり、さまざまな口実で金銭を要求してくる詐欺の手口です。今後は電話に出ず、相手と一切話をしないことが大切です。可能であれば、常に留守番電話設定にしておくのもよいでしょう。
- 契約の勧誘ではなく、人助けになるような話の場合、警戒心が薄れてしまいがちです。相手の話をうのみにせず、よくわからない話には返事をしないようにしましょう。

トラブルに遭ったときや、不安に思ったときはご相談ください。

消費者ホットライン　☎188

消費生活センター　☎823-3928

防災クイズ　答え：②139か所

災害時協力井戸は139か所登録されています。
そのうち、88か所の井戸をホームページで公開しています。